

家庭的保育事業等の廃止について

1. 趣旨

児童福祉法第34条の15第7項に基づく家庭的保育事業等の廃止申請のあった以下の施設について、鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会の意見を聴取するものです。

2. 廃止申請のあった施設について

(1) 家庭的保育事業等の概要

事業区分	小規模保育事業A型
施設名	あおぞら保育園
所在地	鴻巣市神明1丁目3番37号 ※別紙「保育施設所在図」No.32
設置者	(個) 卯野 賢一
認可定員数	12
給食	自園調理

(2) 廃止理由

地域に根ざした保育を継続的に実施するとともに、より充実した保育を提供するため

※資料22参照

(3) 今後のスケジュール

令和5年11月30日 家庭的保育事業等の廃止